

小金井市長 西岡真一郎 行
小金井市選挙管理委員会 行

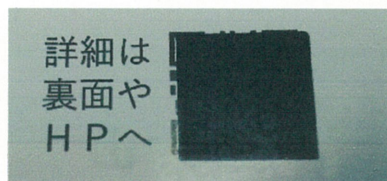
2019 年 12 月 17 日
みんなの市長をつくる会こがねい
共同代表 宮崎久男
小金井市長選挙 (2019 年 12 月 8 日執行)
候補者 森戸よう子

2019 年 12 月 8 日執行の小金井市長選挙に係る抗議文 (公開質問書)

貴職の責任において執行した 2019 年 12 月 8 日の小金井市長選挙に関しては、下記のとおり、著しく公正さを欠いた選挙事務が行われた。よってここに厳重に抗議するとともに、公開質問書を送付する。2019 年 12 月 22 日必着で、文書により回答されたい。

1 事実の概要

森戸よう子市長候補の事務所は、確認団体 (みんなの市長をつくる会こがねい) の「法定チラシ」と「ポスター」の内容の事前審査を受けるため、告示前日の 11 月 30 日に市役所を訪れ、市選管による事前審査を受けた。市選管は、「確認団体の法定チラシやポスターに QR コードを掲載する場合、QR コードによって開くことのできるホームページに、候補者の氏名や写真が掲載されてはならない」と繰り返し強弁した。事務所側から「QR コードから開いた場所に『こちらに移転しました』とだけ表示され、『こちら』をクリックした場合に候補者の氏名や写真が出るのならいいのか?」と質問すると、市選管は「わからないので調べて回答する」とした。そして当日後刻、「その場合でも不可である」旨の回答が市選管からあった。そこで、森戸よう子事務所では、仕方なく、選挙戦初日からの「法定チラシ」全戸配布開始を断念し、刷り直しすることにした。駅前や街頭等で配布する分に関しては、QR コードを黒く塗りつぶして配布した=写真=。非常に不体裁なチラシになった上、塗り潰す手間も大変なものだった。



また、「ポスター」に関しては、QR コードの上から証紙を貼って隠すことにした。非常に不体裁なポスターになってしまった。

選挙戦初日に、事務所側が弁護士とも相談して再度確認するも、市選管の見解は変わらなかった。

ところが、選挙戦 2 日目の午後になって、市選管から「認識があやまっていた」と判断ミス进行連絡が入った。つまり、最初に事前審査を受けた内容で「法定チラシ」を配布し、「ポスター」を掲示しても何の問題もなかったということである。7 日間しかない選挙戦で、実質 2 日間も「法定チラシ」の全戸配布ができなかったのであるから、選挙に与える影響は甚大なものがあった。

12 月 3 日の午後 12:52、「みんなの市長をつくる会こがねい」の事務局は、西岡市長及び選挙管理委員長あてに以下のメールを送った。

小金井市長 様

小金井市選挙管理委員会委員長 様

市長選の告示前日における標記の件に関する削除命令に関しては、

①ポスターに関しては上から証紙を貼って隠す

②チラシに関しては上から墨塗りして隠す

③チラシに関しては、ほとんど全部を刷り直した

④チラシに関しては初日、二日目は、ポスティングができなかった

⑤それらの作業に膨大な時間を要した

などの極めて甚大な実害が生じています。経過、命令の根拠、などを含め、きちんと文書で説明していただきたい。本日 17 時までに、市長並びに選管委員長連名での回答を求めます。

みんなの市長をつくる会こがねい
事務局 渡辺大三

これに対して、市選管は、午後 16:57 に、以下の回答を返信した。

みんなの市長をつくる会こがねい 事務局

渡辺様

お世話になっております。本日、メールでいただいた「確認団体ポスター及びチラシのQRコード問題について」の回答については、申し訳ございませんが17時までの回答はできない状況です。選挙期間中ということ状況もあり、回答には一定期間をいただきたいと考えております。よろしくお願いします。

選挙管理委員会事務局

つまり、「いま選挙で忙しいので、回答は後回し」という趣旨の回答であった。しかも、その後も、市長、市選管委員長、市選管事務局からは一切の回答がなく、投票日を迎えた。選挙の結果は、選挙管理委員会から選挙妨害を受けた森戸よう子候補が落選、西岡市長が再選ということとなった。

2 問題の所在

選管による選挙妨害は公職選挙法に違反する犯罪行為となる。以下が公選法の条文（抄）である。

第 226 条（職権濫用による選挙の自由妨害罪）

選挙に関し、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくその職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。

また、「法定チラシ」の刷り直し費用などの損害は、選挙執行の最高責任者であった西岡市長が損害賠償の責任を果たす必要があると思量される。

3 公開質問書

- ① 11月30日における「確認団体の法定チラシやポスターにQRコードを掲載する場合、QRコードによって開くことのできるホームページに、候補者の氏名や写真が掲載されてはならない」との市選管の判断は、どのような法令等の根拠にもとづくものであったのか？。都選管や総務省の見解に基づく判断であったのか？。
- ② 11月30日における「QRコードから開いた場所に『こちらに移転しました』とだけ表示され、『こちら』をクリックした場合に候補者の氏名や写真が出るという方法も不可である」との市選管の判断は、どのような法令等の根拠にもとづくものであったのか？。都選管や総務省の見解に基づく判断であったのか？。
- ③ 12月1日の再度の問い合わせに対する市選管の判断は、どのような法令等の根拠にもとづくものであったのか？。都選管や総務省の見解に基づく判断であったのか？。
- ④ 12月2日の午後になって市選管は判断の間違いを認めたが、どのような経緯をたどって間違いを認めるに至ったのか？。また、本来のルールはどういうルールだったのか？
- ⑤ 12月3日の「みんなの市長をつくる会こがねい 事務局」からの問い合わせメールは、いつ市選管委員長及び市長は読んだのか？。結果として回答はしないまま放置され投票日を迎えているが、それに対する市選管委員長及び市長の判断はどのような判断だったのか？
- ⑥ 一連の市選管の対応は、公職選挙法第226条が罰則をもって禁止する「選管による正当な理由がない職権濫用による選挙の自由妨害」に該当すると思量される。市長並びに市選管の見解を求める。
- ⑦ 一連の市選管の対応により、森戸よう子事務所および「みんなの市長をつくる会こがねい」は刷り直しの経費など有形無形の損失を被った。民事上、西岡市長が弁済すべきであると考えているが、弁済の意思はあるのか？

以上

※小選発第98号（令和元年12月13日付）においては、謝罪の言葉もなく、経緯の説明も不十分で、法的責任に関しても一切の言及がない。